

公衆送信補償金の権利管理の適正性



放送大学 名誉教授 児玉 晴男

要 約

著作権の制限による利用に係る補償金には、私的録音録画補償金のほかに、授業目的公衆送信補償金と図書館等公衆送信補償金の規定が設けられている。本稿は、それら補償金のうち、公衆送信にかかわる図書館等公衆送信補償と授業目的公衆送信補償金の権利管理の適正性を複製権と公衆送信権等とのかかわりから再考することを目的とする。授業目的公衆送信補償金と図書館等公衆送信補償金は、出版権のアナログ環境における複製権に公衆送信権等を付加することがデジタル環境への対応になるとされている中で、複製権と公衆送信権等を分離して補償金を徴収する。また、公衆送信といっても、実質的には自動公衆送信（送信可能化）になるが、それはネット配信においてオンデマンドでありストリーミングではない。いまだに検討段階の「放送機関における世界的著作権機関条約」でウェブキャストが定義されないことから、公衆送信補償金の権利管理は限定的に解される。

目次

1. 著作権の制限と補償金制度
2. 図書館等公衆送信補償金
 2. 1 図書館等における複製等
 2. 2 インターネット資料またはオンライン資料の収集のための複製
 2. 3 図書館等公衆送信補償金制度
 2. 4 図書館等公衆送信補償金管理協会
 2. 5 図書館等における複写サービスと公衆送信
3. 授業目的公衆送信補償金
 3. 1 オンライン授業と公衆送信
 3. 2 学校その他の教育機関における複製等
 3. 3 授業目的公衆送信補償金制度
 3. 4 授業目的公衆送信補償金等管理協会
 3. 5 オンライン授業の複製と公衆送信
4. 図書館等公衆送信補償金と授業目的公衆送信補償金の権利管理の適正性

1. 著作権の制限と補償金制度

著作権の制限においては、原則、著作権者等への許諾と著作権料の支払いは不要である。しかし、著作権の制限において、著作者・著作権者等への通知と著作権者への補償金の支払いを伴うものがある（表1）。

私的使用のための複製において、デジタル方式の録音・録画機器等を用いて著作物を複製する場合は著作権者に対し補償金の支払いが必要である（著作権法30条3項）。そして、著作物の公衆送信を行う場合には、公衆送信に関する業務を適正に実施するための要件を備える特定図書館等を設置する者は、相当な額の補償金をその著作物の著作権者に支払わなければならない（同法31条5項）。また、教科用図書等への掲載、学校教育番組の放送等においても、同様である（同法33条2項、34条2項）。学校その他の教育機関における複製等では、ワンストップの補償金支払のみで権利者の許諾を不要とする（同法35条2項）。さらに、営利を目的としない上演等においても、

表1 著作権の制限における補償金が課される規定

著作権の制限規定	通知先	補償金支払先	営利性
私的使用のための複製（デジタル方式の録音又は録画（著作権法30条3項））	－	著作権者	－
図書館等における複製等（公衆送信の場合（同法31条5項））	－	著作権者	－
教科用図書等への掲載（同法33条2項）	著作者	著作権者	－
教科用図書代替教材への掲載等（同法33条の2第2項）	発行者	著作権者	－
教科用拡大図書等の作成のための複製等（同法33条の3第2項）	発行者	著作権者	あり
学校教育番組の放送等（同法34条2項）	著作者	著作権者	－
学校その他の教育機関における複製等（公衆送信の場合（同法35条2項））	－	著作権者	－
試験問題としての複製等（同法36条2項）	－	著作権者	あり
営利を目的としない上演等（同法38条5項）	－	頒布権者	－

権利者への補償金の支払いが伴う（同法38条5項）。なお、教育目的の著作権の制限といえる規定の中に、補償金制度の下に、営利を目的としてもよいものがある⁽¹⁾。この傾向性は、著作権の保護で公表された著作物に著作権料を支払うことと著作権の制限で公表された著作物に補償金を支払うこととの対応関係を見いだすことができ、ネット環境ではさらにその傾向性は顕在化する。

補償金に関しては、私的録音録画補償金（著作権法104条の2～104条の10）、図書館等公衆送信補償金（同法104条の10の2～104条の10の8）、授業目的公衆送信補償金（同法104条の11～104条の17）が規定されている。補償金制度は、著作権の制限の世界における著作物の使用料の徴収システムとよびうる。私的録音録画補償金は複製権に関するものであり、図書館等公衆送信補償金と授業目的公衆送信補償金は公衆送信権に関するものである。本稿は、図書館等公衆送信補償金と授業目的公衆送信補償金の権利管理の適正性について考察する。

2. 図書館等公衆送信補償金

2.1 図書館等における複製等

国立国会図書館および図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館等は、① 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供する場合、② 図書館資料の保存のため必要がある場合、③ 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（絶版等資料）の複製物を提供する場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書館資料を用いて著作物を複製することができる（著作権法31条1項）。この規定は、図書館等の重要な業務形態の複写サービスと図書館等が資料の保存活動の必要性からの複製を一定限度内において許容することを定めている。

そして、図書館関係の権利制限規定については、デジタル化・ネットワーク化に対応できていないとの指摘されていたところ、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行に伴う図書館の休館等によって、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスに係るニーズが顕在化する。そこで、民間事業者によるビジネスを阻害しないよう十分注意しつつ、デジタル・ネットワーク技術を活用した国民の情報アクセスを充実させることが必要といった背景がある。「著作権法の一部を改正する法律」（令和3法律52）による図書館関係の権利制限規定の見直しは、国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信および図書館等による図書館資料のメール送信等の二つである。

(1) 国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信

COVID-19等のために図書館が休館している場合や、病気等で図書館に行けない場合、近隣に図書館が存在しない場合には、絶版等資料⁽²⁾の閲覧が困難である。そこで、図書館関係の権利制限規定の見直しの第一として、国立国会図書館は、絶版等資料のデータを、利用者情報（氏名と連絡先等）を事前登録した者に対して、直接送信で

きるようにしている。国立国会図書館は、デジタル化した絶版等資料のデータを、公共図書館や大学図書館等に送信することなどができる。国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信は、国立国会図書館が、絶版等資料のデータを、図書館等だけでなく、直接利用者に対しても送信できるようにするものである。

国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等またはこれに類する外国の施設において公衆に提示することを目的とする場合には、記録媒体に記録された著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる（著作権法 31 条 7 項）。それは、利用者が自ら利用するために必要と認められる限度において自動公衆送信された著作物の複製物を作成し、その複製物を提供すること、そして自動公衆送信された著作物の受信装置を用いて公に伝達することである。また、国立国会図書館は、特定絶版等資料⁽³⁾に係る著作物について、記録媒体に記録された著作物の複製物を用いて、自動公衆送信を行うことができる（同法 31 条 8 項）。なお、自動公衆送信を受信した者は、自動公衆送信されたその著作物を自ら利用するために必要と認められる限度において複製することができる（同法 31 条 9 項 1 号）。

国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信は、自動公衆送信された絶版等資料を公に伝達し複製することが伴う。それは、絶版等資料を自動公衆送信するよりも、それを公に伝達し複製することの方が主体といえる。

（2） 図書館等による図書館資料のメール送信等

図書館等による図書館資料のメール送信等は、権利者保護のための厳格な要件の下で、国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等が、利用者の調査研究の用に供するため、図書館資料を用いて、著作物の一部分、政令で定める場合には全部をメールなどで送信することができるようにするものである。

国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等は、利用者の調査研究の用に供するため、図書館資料を用いて、著作物の一部分、半分までというのが一般的な解釈・運用のもと複製・郵送を含む提供することが可能である。しかし、メールなどでの送信（公衆送信）は不可とするものであり、デジタル・ネットワークを活用した簡易・迅速な資料の入手は困難である。そこで、図書館関係の権利制限規定の見直しの第二が各図書館等による図書館資料のメール送信等になる。それは、権利者保護のための厳格な要件の下で、国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等が、利用者の調査研究の用に供するため、図書館資料を用いて、著作物の一部分をメールなどで送信することができるようにする。その公衆送信を行う場合には、図書館等の設置者が権利者に補償金の支払いを求められる。

特定図書館等⁽⁴⁾は、営利を目的としない事業として、その特定図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分について、① 図書館資料を用いて公衆送信のために必要な複製を行うこと、② 図書館資料の原本または複製物を用いて公衆送信を行うことができる（著作権法 31 条 2 項）。ただし、その著作物の種類および用途ならびにその特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。そして、公衆送信された著作物を受信した特定図書館等の利用者は、その調査研究の用に供するために必要と認められる限度において、その著作物を複製することができる（同法 31 条 4 項）。なお、著作物の公衆送信を行う場合には、特定図書館等を設置する者は、相当な額の補償金をその著作物の著作権者に支払わなければならない（同法 31 条 5 項）。この補償金が図書館等公衆送信補償金である。

図書館等による図書館資料のメール送信等は、図書館等が、現行の複写サービスに加え一定の条件の下、調査研究目的で、著作物の一部分をメールなどで送信できるようにするものである。その際、図書館等の設置者は権利者に補償金を支払う義務を負う。実態上、補償金は、コピー代や郵送代と同様、基本的に利用者（受益者）が図書館等に支払うことを想定する。また、一定の条件とは、正規の電子出版等の市場を阻害しないこと、すなわち権利者の利益を不当に害さないこと、データの流出防止措置を講じることなどをいう。

2. 2 インターネット資料またはオンライン資料の収集のための複製

国立国会図書館の館長は、インターネット資料またはオンライン資料を収集するために必要と認められる限度において、インターネット資料またはオンライン資料に係る著作物を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録す

ることができる（著作権法43条1項）。インターネット資料とは、電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により記録された文字、映像、音またはプログラムであって、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう（国立国会図書館法25条の3第1項）。インターネット資料は、国、地方公共団体、独立行政法人等の機関がウェブページで公表されている資料などが想定されている。また、オンライン資料とは、電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により記録された文字、映像、音またはプログラムであって、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、または送信されるもののうち、図書または逐次刊行物に相当するものとして館長が定めるものをいう（同法25条の4第1項）。

そして、インターネット資料またはオンライン資料は、複製することができる（著作権法43条2項）。複製することができる対象は、国、地方公共団体、独立行政法人等により提供され納入されたインターネット資料または国、地方公共団体、独立行政法人等以外により提供され納入されたオンライン資料である。国立国会図書館法によるインターネット資料およびオンライン資料の収集のための複製は、館内に限定される。ここでは、インターネット資料およびオンライン資料の収集のための複製は、複製権の制限のもとに行われていることになる。インターネット資料およびオンライン資料の使用は、図書館等公衆送信補償金制度と連携する。そのとき、インターネット資料およびオンライン資料の複製権と公衆送信権等は、著作権の支分権として別な権利として扱われるが、それらのかかわりからとらえる必要がある。これは、出版権（複製権）がフィジカル空間の対応と解し、出版権（複製権、公衆送信権等）がサイバー空間も対応と解したことと共通する。

2. 3 図書館等公衆送信補償金制度

「著作権法の一部を改正する法律」（令和3法律52）により、各図書館等による図書館資料の公衆送信を可能とする規定の整備がなされ、その規定が2023年（令和5年）6月1日から施行されている。著作権法は、一定の条件のもと、図書館等での著作物等の複製は、著作権者等の許諾を要しないものとしている（著作権法31条）。それによって、従来認められていた、図書館の来館者に対して調査研究目的で著作物の一部分を複製して提供することに加え、遠隔地の利用者に対してメール添付で著作物の一部分を送信することが可能になる。それは、国民の情報アクセスの充実等を図る観点から、著作権の制限の対象として各図書館等による図書館資料の公衆送信を追加することになる。他方で、著作権者等の正当な利益の保護とのバランスを図る観点から、著作権者と出版者が受ける不利益を補填する新たに著作権の制限の対象となる公衆送信について、著作権者と出版者に図書館等公衆送信補償金を受け権利を付与するとしている。これが図書館等公衆送信補償金制度である。

図書館等公衆送信補償金を受け権利は、図書館等公衆送信補償金を受け権利を有する者のためにその権利を行使することを目的とする団体であって、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、その指定管理団体によってのみ行使することができる（同法104条の10の2第1項）。図書館等公衆送信補償金の額は、指定管理団体が図書館等公衆送信補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない（同法104条の10の4第1項）。そして、図書館等公衆送信補償金の額は、その認可を受けた額とする（同法104条の10の2第2項）。

「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会」は、図書館資料の公衆送信に関する新たな補償金制度の創設に伴い、権利者・出版関係者と図書館等関係者が、補償金の在り方の検討や、図書館等における著作物の適切な利用の促進等に資するための改正著作権法31条の解釈・運用に関するガイドラインを策定している⁽⁵⁾。また、「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会」は、図書館等公衆送信サービスに係る特定図書館等および利用者に求められる要件等について定めている⁽⁶⁾。特定図書館等が満たすべき具体的な要件・基準（同法31条3項）については、責任者の配置、研修項目、実施方法等、利用者情報の適切な管理、データの目的外利用を防止し、または抑止するための措置の内容、業務を適正に実施するために必要な措置の内容を定めている。特定図書館等に利用者が登録すべき情報（同法31条2項）については、各図書館等で行っている既存の利用登録の内容に準ずることとする。データの不正拡散を防止し、または抑止するための措置の内容（同法31条2項2号）については、特定

図書館等は、公衆送信されたデータがそれを受信した利用者により目的外利用されたり、不正拡散されたりしないよう、本サービスの利用について利用者の個人情報登録の際や、本サービスの利用の申込みを受け付ける際には、利用者に対して、不正拡散の防止等について定めた本サービスの利用規約を相当な方法により説明し、同意を求めるとする。

2. 4 図書館等公衆送信補償金管理協会

2021年に成立した改正著作権法では、図書館等公衆送信補償金を受ける権利は、図書館等公衆送信補償金を受ける権利を有する者のためにその権利を行使することを目的とする団体であって、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官の指定管理団体があるときはその指定管理団体によってのみ行使することができる（著作権法104条の10の2第1項）。その図書館等公衆送信補償金の徴収のための指定管理団体が一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会（Society for Administration of Remuneration for Public Transmission by Libraries or Similar Facilities；SARLIB）である⁽⁷⁾。著作権者と出版権者のために、図書館等公衆送信補償金を受ける権利又は複製権等の許諾権を行使し権利者に分配することによって、図書館等における著作物等の利用の円滑化を図ることを目的とし、その目的達成のために、(1)文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定、徴収および分配その他補償金を受ける権利の行使に関すること、(2)著作権または著作隣接権の管理業務に関すること、(3)著作権制度の普及啓発および調査研究、(4)著作物の創作の振興および普及、(5)著作権および著作隣接権の保護に関する国際協力、(6)図書館等における著作物等の利用に関する調査研究、(7)上記のほか、SARLIBの目的を達成するために必要な事業の事業を行う。

SARLIBの社員は、14団体からなる。14団体がかかわる公衆送信は、著作権者と著作隣接権者の二つの対応を分けて検討する必要がある。著作権の譲渡による図書発行では、出版者は著作権者の対応でよいかもしれない。出版権者である出版者は、著作隣接権者の対応になろう。ただし、SARLIBの社員に所属する出版者は、図書発行において、必ずしも、出版権（複製権、公衆送信権等）の設定による出版権者であるわけではない。たとえそうであったとしても、出版者が公衆送信の放送と有線放送に著作権者としても著作隣接権者としても主体的にかかわれるわけでもない。そうすると、出版者は、公衆送信の中で自動公衆送信（送信可能化）に関与できるに過ぎない。「放送機関における世界知的所有権機関条約」（WIPO放送条約）でウェブキャスティング（webcasting）が定義されない限り、図書館等公衆送信補償金は、図書館等自動公衆送信補償金といえる。そして、そもそも自動公衆送信（送信可能化）には複製が伴っている。したがって、有体物を擬制した複製物である発行物がネット配されることに対して、複製権で対応すればよいだけである。

なお、図書館等公衆送信補償金の対象は、図書館等の蔵書（複製物）をデジタル化し、それを公衆送信によって貸与することである。したがって、図書館等公衆送信補償金は、図書館等貸与補償金とよぶべきものになる。そうであるならば、それは、サイバー空間の図書館間相互貸借（InterLibrary Loan；ILL）に対して適用されるべきものといえる。

2. 5 図書館等における複写サービスと公衆送信

国立国会図書館が所蔵する資料は、著作権者の利益を不当に害さないよう、国立国会図書館東京本館に来館する場合は、著作権保護期間内の資料は、原則として調査研究を目的とする場合に限り、著作権保護期間内の資料は、原則として、資料の一部または1著作物の半分までを、1人1部に限り複写を申し込むことができる⁽⁸⁾。資料保存の観点から、複写サービスを申請する者自らがコピーを取ることはできない。したがって、複写コピーサービスは、国立国会図書館の外郭団体が行っている。また、国立国会図書館東京本館に来館しないで申し込む場合は、複写サービスのメニューに違いがある。複写サービスの対象は、国立国会図書館のオンラインで収集した資料を含む。ただし、住宅地図、電子資料、録音映像資料（CD、DVD等）は、遠隔複写の対象外である。国立国会図書館関西館の場合の複写サービスも、ほぼ同様である。

公共図書館の複写サービスでは、その図書館の担当職員に文献のコピー箇所を明示し、国立国会図書館の複写

サービスの規約と同様に、複製できる範囲⁽⁹⁾に基づいて文献のコピーをコピーの申請者自らが行うことになる。大学図書館では、文献を貸し出して、国立国会図書館の複製サービスの規約に準拠して、学生自らが生協やコンビニエンス・ストア等に設置される複製機器によってコピーすることになる。公にされたことではないかもしれないが、横浜市中央図書館で複製サービスに関して、その図書館内で、その図書館職員ではなく、コピー申請者自らが複製機器によりコピーすることが日本書籍出版協会で問題視されたことがある。そこには、著作権の制限の複数の条項の連携が見いだせる。

なお、公共図書館に設置されたコンビニエンス・ストアで設置されるコピー機で公共図書館の利用者が自らコピーすることは、私的使用のための複製と図書館等における複製との連携になる。著作権の制限の各条項の連携による公表された著作物の使用は、許容されるかは疑問である。私的使用のための複製は、コピーサービス（コンビニエンス・ストアのような外部サービスの活用）は日本複製権センター（JRRC）の著作権等管理との関係が生じよう。図書館等における複製として、複製が認められる図書館は、公共図書館や大学図書館、その他著作物を一般公衆の利用に提供している施設に限定される。文献の複製に関する権利処理システムとしては、米国のCCC（Copyright Clearance Center）⁽¹⁰⁾に見られるように、各種のサービスが用意されている⁽¹¹⁾。わが国においても、JRRCが同様に機能を果たしている⁽¹²⁾。そこには、著作権・出版権の保護と制限とのバランスの調整が必要になるろう。

著作権の制限による複製サービスは、もし合理的な著作権の保護のもと複製サービスがあれば、それに代替可能のはずである。ここに、日本複製権センター（JRRC）と各国の複製権処理機構との連携が要請される⁽¹³⁾。各国の複製権処理機構は、一定の複製利用料基準が設定されている。したがって、各国の複製利用料基準の調整が必要になるが、そこには出版物の流通システムとは別な問題がある。その要因は、デジタル的な複製によって、コンテンツが電子的な版面によって分割されることにある。書籍またはパッケージ系電子出版物は、一つの物として流通する限り、そこに問題は派生しない。ところが、ネットワーク系電子出版物がデジタル情報として流通するとき、そのデジタル情報に関しての部分売りが現実的な単位になる⁽¹⁴⁾。この出版物の複製に関する権利処理モデルは、著作物の公共的な利用に関連する電子図書館における蔵書の利用システムとの関係でも重要である。

図書館等公衆送信補償金の直接の対象は、図書館等の蔵書の公衆送信にあるのではない。納本された蔵書は、電子化されて、メールや自動公衆送信によってネット配信されたものを複製して利用する。したがって、図書館等のコピーサービスと図書館等公衆送信とは、一体不可分である。図書館等公衆送信補償金の権利管理の適正性は、図書館等の蔵書の複製と公衆送信とのかかわりから、図書館等における複製等とインターネット資料およびオンライン資料の収集のための複製における複製サービスを著作権等の制限と著作権等の保護との均衡から調整することにある。

3. 授業目的公衆送信補償金

3. 1 オンライン授業と公衆送信

COVID-19騒動は、大学講義のオンライン化を半強制的ともいえる状況下ですすめることになる。オンライン授業といっても、資料配信型、動画配信型、同時双方向型がある。ただし、コンテンツの低容量化が求められており、放送大学のTV授業のような完璧なものを作成する必要はない。また、インターネットをする時間を意図的に減らすデジタルダイエットが指向されている。いずれにしても、空間（容量）と時間のダイエットが求められていることになろう。そうすると、オンライン授業のコンテンツは資料配信型程度でよいのかもしれない。なお、放送事業者の放送大学学園が制作・著作する放送授業（TV番組とラジオ番組）とオンライン授業およびライブWeb授業がある。それとは別に全国にある学習センターの面接授業があり、それは一般大学と同様の対応が必要になっている。

そして、COVID-19騒動を契機とするかのように、オンライン授業を阻むのが著作権の壁とされ、東京大学、九州大学など旧帝国大学7校と国立情報学研究所（NII）は、文化庁に対し、授業目的公衆送信補償金制度の早期施行を求める要請⁽¹⁵⁾の流れになっていく。それは、一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会（Society

for the Administration of Remuneration for Public Transmission for School Lessons ; SARTRAS) に対し、緊急避難的な対応として公表された著作物の授業目的の公衆送信に補償金制度の例外を求めるものである⁽¹⁶⁾。

COVID-19 騒動によって大学講義のオンライン化がすすめられるに当たってクローズアップされたのが、著作権法 35 条の改正によって設けられた授業目的公衆送信補償金制度になる。授業目的公衆送信補償金制度は、教育目的に関する著作権の制限規定における公表された著作物の公衆送信に関する補償金制度である。そこで、オンライン授業で使用される資料や配信映像にかかわる権利問題に目を向けると、二つの疑問が浮かび上がってくる⁽¹⁷⁾。

第一の疑問は、COVID-19 騒動前のオンライン授業のコンテンツは我が国の著作権法における権利処理を行ってネット配信されているのに対して、COVID-19 騒動後では著作権の制限の中での特例を求めていることである。通常のオンライン授業のコンテンツは、著作権法における著作権の権利処理のもとに制作・著作されているコンテンツに、著作権の制限のもとに制作・著作されるコンテンツは部分的には含まれているとしても、相対的に少ないはずである。その後者がオンライン授業のコンテンツとしてクローズアップされていることである。

第二の疑問は、オンライン授業のコンテンツのネット配信の形式と公衆送信との対応関係である。公衆送信とは、放送と有線放送、そして自動公衆送信である。自動公衆送信とは、公衆送信のうち公衆からの求めに応じ自動的に行うものをいい、放送または有線放送に該当するものは除かれる（著作権法 2 条 1 項 9 号の 5）。その規定の中で、オンライン授業のネット配信がウェブキャストであるときの公衆送信（放送、有線放送、自動公衆送信）との対応関係の有無である。放送授業（TV 番組とラジオ番組）は、放送または有線放送に対応する。そして、ウェブキャストといえるのがオンライン授業とライブ Web 授業である。オンデマンドのオンライン授業は自動公衆送信と対応するが、ストリーミングのライブ Web 授業と対応する規定が公衆送信にはない。一般大学では、ストリーミングのライブ Web 授業が相対的に多いはずである。

大学講義のオンライン化に当たって、一般大学は、放送と有線放送に主体的に関わることはなく、自動公衆送信のオンデマンドはネット配信の実態のストリーミングとは齟齬がある。ウェブキャストがオンデマンドであれば自動公衆送信になるが、ストリーミングでは放送と有線放送になるが、ウェブキャストがストリーミングであれば、その公衆送信との対応が想定されなければならない。それに、オンライン授業のネット配信は、授業目的公衆送信補償金制度の複製と公衆送信との関係の考慮も必要である。

3. 2 学校その他の教育機関における複製等

(1) 教育目的の著作権の制限

学校その他の教育機関における複製等では、学校その他の教育機関において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、もしくは公衆送信等を行い、または公表された著作物であって公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる（著作権法 35 条 1 項）。ただし、学校その他の教育機関は、営利を目的として設置されているものが除かれる。なお、著作物の種類および用途ならびにその複製の部数およびその複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。そこで、学校その他の教育機関における複製等で、公衆送信を行う場合には、教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならないことになる（同法 35 条 2 項）。それは、公表された著作物について、教育機関における授業の過程において、その授業を直接受ける者に対してその著作物をその原作品もしくは複製物を提供し、提示して利用する場合またはその著作物を上演し、演奏し、上映し、口述して利用する場合において、その授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用されない（同法 35 条 3 項）。

著作権法 35 条の今回の改正前の e-Learning の公表された著作物の公衆送信に関する使用の解釈は、米国の連邦著作権法（17USC § 110 (2), 112 (f)）、いわゆる TEACH Act（The Technology, Education and Copyright Harmonization Act）を参考に規定されている。その規定では、ウェブサイトが存在する「著作権のある著作物」（copyrighted works）の非同期のオンラインによる遠隔教育に排他的権利の制限を認めるものである。その教育

機関内で公表された著作物を利用するためには、強度の情報セキュリティが要求される。それは、情報セキュリティの保全が伴わない利用状況になれば、著作権の保護における公表された著作物の利用よりも高額な補償を伴うことを示唆している。著作権法旧 35 条は、著作権の制限の原理原則に則っており、それは米国の連邦著作権法が合衆国憲法修正 1 条の例外、すなわち憲法違反の例外として有形表現媒体への固定を条件に、「著作権のある著作物」として保護することになった経緯に依拠している。

なお、フェアユース・ドクトリンが著作権法の遵守をカバーしている場合もあるが、TEACH Act は、遠隔教育に関して遵守措置をどのように実施しなければならないかを明確にしている。この法律は、一定の条件が満たされれば、認定された非営利の教育機関の教員や学生が、コースの一環として著作物の上演や展示を送信することを認めている。これらの条件が満たされない、または満たせない場合、合法的な利用であるためには、フェアユースやデミニマスルール⁽¹⁸⁾などの別の例外に該当するか、著作権者の許可を得る必要がある。学校その他の教育機関における複製等は、教育目的の著作権の制限の全体的なかかわりから、調整する必要がある。

(2) 複製権と公衆送信権等

著作権法における公衆送信は、無体物の著作物の送信において、本来、無線と有線およびストリーミングとオンデマンドとの区分けは不要かもしれない。TEACH Act が対象とする「著作権のある著作物」は、アナログとデジタルとの関係から判断され、複製と公衆送信とを分けるものではない。しかし、オンライン授業のネット配信をすすめる上で、そのネット配信の形式のストリーミングとオンデマンドが公衆送信とどのように対応づけられ、整合をとるかという法的な対応の検討が我が国の著作権法では必要なはずである。ただし、ストリーミングとオンデマンドは、共に、オンライン授業のコンテンツのダウンロードを伴う。ウェブキャストは、ストリーミングとオンデマンドを包含した公衆送信になり、公衆送信権等が複製権と関連づけられる。

著作権の制限規定（著作権法 35 条）に係る授業目的公衆送信の公衆送信とは、著作権の支分権の公衆送信権等である。それは、出版権の制限規定（同法 86 条）と著作隣接権の制限規定（同法 102 条）にもかかわりも持っている。出版権は複製権と公衆送信権等も含み、公衆送信権等はデジタル環境の対応になっている。その出版権の公衆送信権等を加えた対応は、学習目的公衆送信権と同様の観点に立つといえる。また、公衆送信権等は、著作隣接権では、再放送権及び有線放送権、放送権及び再有線放送権および送信可能化権として、また複製権と関係する。したがって、オンライン授業のネット配信は、コンテンツの複製を伴うことから、複製権と公衆送信権等とがともに関与する。

3. 3 授業目的公衆送信補償金制度

授業目的公衆送信補償金制度⁽¹⁹⁾は、2018 年 5 月の著作権法改正で創設された補償金制度である。2018 年の改正前では、学校等の教育機関における授業の過程で必要かつ適切な範囲で著作物等の複製や遠隔合同授業における公衆送信を著作権者等の許諾を得ることなく、無償で行うことができることになっている。2018 年の改正で、ICT を活用した教育での著作物利用の円滑化を図るため、これまで認められていた遠隔合同授業以外での公衆送信についても補償金を支払うことによって無許諾で行うことが可能となっている。

具体的には、学校等の教育機関の授業で、予習・復習用に教員が他人の著作物を用いて作成した教材を生徒の端末に送信したり、サーバーにアップロードしたりすることなど、ICT の活用により授業の過程で利用するために必要な公衆送信について、個別に著作権者等の許諾を得ることなく行うことができるようになる⁽²⁰⁾。ただし、我が国の著作権の制限の傾向性として、著作権者等の利益を不当に害さない対応として、利用にあたっては授業目的公衆送信補償金制度を利用する教育機関の設置者が、補償金を支払うことを必要とする。

学校その他の教育機関における複製等の授業目的公衆送信は、複製権と公衆送信権等とのかかわりから、調整を要する。まず、学校等には高等教育機関も含まれているが、教科用図書等への掲載（著作権法 33 条）と教科用図書代替教材への掲載等（同法 33 条の 2）が対象とする初等中等学校との関係の再考がある。学校その他の教育機関における複製等の規定は、初等中等学校と高等教育機関における公衆送信に関する規定とし、初等中等学校の複

製は教科用図書等への掲載と教科用図書代替教材への掲載等の規定と対になり、高等教育機関の複製を対象とするものではないだろう。そのとき、授業目的公衆送信補償金を受ける権利を有する者は、複製に関しては著作者または著作権者あるいは出版権者として、公衆送信に関しては放送事業者または有線放送事業者になる。

なお、私的録音・録画補償金制度に関する判例⁽²¹⁾は、著作権の制限の中でデジタル録画機器にダビング10のような複製の制限があることから、補償金の徴収には及ばないとする。その判断は、著作権法に定める私的録音補償金制度そのものが否定されたのではないが、補償金制度は著作権の制限が著作権の保護と交差するときの補償金の有無の問題を孕んでいる。

3. 4 授業目的公衆送信補償金等管理協会

授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）は、著作者、実演家、レコード製作者、放送事業者および有線放送事業者の権利を有する者のために、授業目的公衆送信補償金を受ける権利または複製権等の許諾権を行使し権利者に分配することによって、教育分野の著作物等の利用の円滑化を図るとともに、あわせて著作権および著作権隣接権の保護に関する事業等を実施することによって文化の普及発展に寄与することを目的とする。SARTRASの事業とは、著作権法104条の13第1項に基づき文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定、徴収および分配その他補償金を受ける権利の行使に関すること、著作権または著作権隣接権の管理業務に関すること、著作権制度の普及啓発及び調査研究、著作物の創作の振興及び普及、著作権および著作権隣接権の保護に関する国際協力、教育における著作物等の利用に関する調査研究等になる。

SARTRASの社員の構成は、社員（加盟団体）と構成団体（各協議会の正会員）からなる。構成団体は、著作権者と著作権隣接権者および著作権等管理事業者である。ただし、SARTRASの目的の中で、加盟団体の出版教育著作権協議会の正会員は、著作権と著作権隣接権に直接に関与していないはずである。授業目的公衆送信補償金制度は、著作者・著作権者の公衆送信への対応と放送事業者・有線放送事業者の公衆送信への対応で分けて検討する必要がある。また、ICT教育とオンライン授業におけるウェブキャストの規定がない中で、SARTRASの加盟団体とのかかわりが明らかではない。公衆送信に限定した補償金を銘打っている割には、複製権に関する補償金の比重が高い。それに、放送事業者の放送大学学園が含まれるべきである。著作権の支分権の複製権と公衆送信権等が一体化した形態が著作権者である。そして、複製権と公衆送信権等とが分離した形態で、前者が著作権者であり、後者が著作権隣接権者である。SARTRASが対象とするのは、後者になるといえる。

なお、放送大学学園は、放送大学教員からWeb会議システム等を利用した授業で使用する新規作成教材に著作物（映像、画像、図表、地図、Websiteの掲載内容など）が含まれる場合の権利処理の対応として、2020年5月21日、SARTRASからの届出受理されている。それは、放送授業・オンライン授業のコンテンツを権利処理して制作・著作していることと相反する行為になる。SARTRASが徴収する授業目的公衆送信補償金の授業目的公衆送信とあるが、授業目的複製・公衆送信の一部であれば、よいかもしれない。それに、公衆送信は放送・有線放送・自動公衆送信（オンデマンド）である。授業目的公衆送信は、公衆送信の中に想定できないものも対象とする。ところで、我が国で著作権はcopyrightと対応関係にあり、それは複製権といってもよい。そうすると、学校その他の教育機関における複製の公衆送信の対象とするものは、放送事業者または有線放送事業者あるいは想定される自動公衆送信事業者とウェブキャスト事業者に対する極めて限定的なものとならざるをえない。

3. 5 オンライン授業の複製と公衆送信

授業目的公衆送信補償金については、各学校へ文部科学省からの通達によって推奨されている。この点からは、教育機関の授業目的公衆送信補償金の適正性に疑問を挟むことはできない。しかし、オンライン授業の公衆送信に関する形態から、授業目的公衆送信補償金の権利管理の適正性を吟味する必要がある。

オンライン授業のコンテンツは、著作権法における著作権の権利処理のもとに制作・著作されており、著作権の制限のもとに制作・著作されることは部分的には含まれる。権利処理で再考されなければならないことは、オンライン授業は、教育機関にとって、教育目的であっても、例えば単位認定を伴うときは営利を目的としていること

である。オンライン授業のコンテンツの構造は、著作権の保護による著作物の利用と著作権の制限による著作物の使用からなる。一般的には、著作権の制限においては、公表された著作物の使用に当たっては、権利者の許諾は伴わないとされる。しかし、著作権の制限をクリアしても、使用許諾をとる必要性が生じうる。それは、我が国の著作権法で保護の対象となる五つの権利の制限との絡みである。著作権法 35 条 2 項は、著作隣接権の制限に含まれるが、公衆送信権等が含まれる出版権の制限には含まれていない。著作者人格権と実演家人格権は著作権・出版権・著作隣接権とは別な対応が必要になる。

オンライン授業のコンテンツのネット配信と公衆送信との対応関係は、放送と通信との融合の観点から、公衆送信は放送〔有線と無線〕およびウェブキャスト〔自動と他動〕とすればよい⁽²²⁾。オンライン授業のコンテンツの制作・著作において著作権法の対応が求められるが、それは必ずしも一般的な条文の法解釈だけで解決するものではない。しかも、オンライン授業のコンテンツでは、商標・登録商標を使用している。したがって、オンライン授業のコンテンツは、権利の対象とならない著作物の利活用、権利の制限による著作物の使用、商標・登録商標の使用、さらに肖像権等を含む知的財産権に関する権利処理が必要になる⁽²³⁾。

上記から、COVID-19 騒動でクローズアップされた著作権法 35 条の授業目的公衆送信補償金制度は、我が国の著作権の制限の対応としては合理性がある。ただし、SARTRAS は、小中高校の義務教育・準義務教育において、著作権法 33 条、33 条の 2 の複製権とも連携した補償金徴収の機関としての存立意義はある。しかし、少なくとも、文部科学省管轄の大学におけるオンライン教育における適格性は見いだせない。放送大学講義は、権利処理（著作権と肖像権）の対応のもとに、公衆送信されている。その放送コンテンツをオープンコースウェア（OpenCourseWare；OCW）でネット配信するとき、改めて権利処理を要することがある。大学教員がオンライン授業をオンデマンド形式でネット配信するとき、そのオンライン授業のコンテンツに放送事業者等の放送番組等を使用するものが含まれるときは、授業目的公衆送信補償金制度の対象となりうる。しかし、オンライン授業のコンテンツが大学教員を著作者または著作権者とするものであり、その著作権の帰属が大学になっていけば、そもそも授業目的公衆送信補償金の徴収の対象とはいえない。

4. 図書館等公衆送信補償金と授業目的公衆送信補償金の権利管理の適正性

私的録音録画補償金の権利管理は、私的録音補償金管理協会と私的録画補償金管理協会とを分けて補償金を徴収することに合理性はなかったことになる。著作権の制限の中で、デジタル録音録画機器に一定の手当て（ダビング 10 等）がなされていたら、著作権の制限規定の中で補償金を徴収することに合理性は見いだせない。すなわち、著作権（複製権）の保護と著作権（複製権）の制限との間で柔軟な対応がなされるのであれば私的録音録画補償金の権利管理の適合性が認めうる。さらに、プログラムの著作物と物の発明に同一性があることから、私的録音録画補償金を準用して、私的利用のための実施として私的発明実施補償金が想起しうる⁽²⁴⁾。

それに対して、図書館等公衆送信補償金と授業目的公衆送信補償金は、出版権において複製権に公衆送信権等を付加することがデジタル環境への対応との解釈において、複製権と公衆送信権等とを分離して補償金が徴収されることになる。しかし、それは、二重の徴収とさえいえる。なぜならば、無体物の著作物の複製権と公衆送信権等とは、米国の連邦著作権法の有体物の「著作権のある著作物」の複製・伝達・派生を擬制するといえるからである。そして、図書館等公衆送信補償金管理協会と授業目的公衆送信補償金等管理協会が放送事業者または有線放送事業者でない限り、図書館等公衆送信補償金と授業目的公衆送信補償金は、自動公衆送信（送信可能化）を対象とする。しかも、それは、オンデマンドであり、ストリーミングには適合しない。いずれにしても、WIPO 放送条約でウェブキャストが検討されているが、それが定義されていないことから、図書館等公衆送信補償金と授業目的公衆送信補償金の権利管理は、限定的な適用に留まる。

(注)

(1) 営利を目的としてもよい著作権の制限規定は、教科用拡大図書等の作成のための複製等（著作権法 33 条の 2 第 2 項）と、試験問題としての複製等（同法 36 条 2 項）である。

- (2) 絶版等資料とは、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料をいう（著作権法 31 条 1 項 3 号）。
- (3) 特定絶版等資料とは、記録媒体に記録された著作物に係る絶版等資料のうち、著作権者またはその許諾を得た者・出版権の設定を受けた者とその複製許諾・公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長がその申出のあった日から起算して 3 月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認めた資料を除いたものをいう（著作権法 31 条 10 項）。
- (4) 特定図書館等とは、国立国会図書館および図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設であって政令で定めるもの（図書館等）である（著作権法 31 条 3 項）。
- (5) 図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会「図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン」（令和 5 年 5 月 30 日制定・8 月 30 日修正）、<https://www.sarlib.or.jp/wp-content/uploads/2023/08/31guidelines230830.pdf>（accessed 2025.10.01）
- (6) 図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会特定図書館等分科会「図書館等公衆送信サービスに係る特定図書館等及び利用者に求められる要件等について」（令和 5 年 5 月 17 日修正）、https://www.sarlib.or.jp/wp-content/uploads/2023/05/20230525_02-4_kyogikai03_tokutei.pdf（accessed 2025.10.01）
- (7) 「一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会（SARLIB）」、<https://www.sarlib.or.jp/>（accessed 2025.10.01）
- (8) 「複写サービスについて」、<https://www.ndl.go.jp/jp/tokyo/copy/index.html>（accessed 2025.10.01）
- (9) 「複写できる範囲（さいたま市図書館複写取扱要領別表）」、<https://www.lib.city.saitama.jp/images/upload/Fukusha.pdf>（accessed 2025.10.01）
- (10) “Copyright Clearance Center（CCC）”、<https://www.copyright.com/>（accessed 2025.10.01）
- (11) 日本書籍出版協会『平成 11 年度報告書出版物の複写に関する権利処理モデル—日米における集中処理機構の現状と個別的権利処理の取組—』（2000）47～57 頁。
- (12) 「公益社団法人日本複製権センター 使用料規程」、<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/ejigyoku/pdf/01008-kite.pdf>（accessed 2025.10.01）
- (13) 日本書籍出版協会・前掲注（11）6 頁、48 頁。
- (14) 児玉晴男『情報メディアの社会技術—知的資源循環と知的財産法制—』（信山社、2004）116～117 頁。
- (15) 「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた「授業目的公衆送信補償金制度」の早期施行について（要請）」、<https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400137295.pdf>（accessed 2025.10.01）
- (16) 「「授業目的公衆送信補償金制度」の概要 = 4 月 28 日開始 遠隔授業等での著作物利用が円滑に =」、<https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/seidogaiyo.pdf>（accessed 2025.10.01）
- (17) 児玉晴男「大学講義のオンライン化の権利問題」現代思想 2020 年 10 月号（特集 = コロナ時代の大学）48 巻 14 号（2020 年 9 月 28 日）85～92 頁。
- (18) デミニマス（de minimis）とは些細な事を意味し、デミニマスルールとは法律は些事を顧みないことをいう。
- (19) 授業目的公衆送信補償金等管理協会「授業目的公衆送信補償金規程」（令和 2 年 12 月 18 日認可）、<https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/hoshokinkitei.pdf>（accessed 2025.10.01）
- (20) 「改正著作権法第 35 条運用指針（令和 3（2021）年度版）」、https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf（accessed 2025.10.01）
- (21) 知財高判平成 23.12.22 平成 23（ネ）10008、<https://www.courts.go.jp/hanrei/81849/detail8/index.html>（accessed 2025.10.01）
- (22) Haruo, KODAMA, “Legal issues of the broadcast and simultaneous Internet transmission of open university courses”, *Asian Association of Open Universities Journal*, Vol.17, No.3（2022）pp.305-319.
- (23) 児玉晴男「オンライン講義の公開に関する知的財産権管理」情報通信学会誌 32 巻 1 号（2014）13～23 頁。
- (24) 児玉晴男「私的利用のための実施と私的発明実施補償金の試論」パテント 78 巻 6 号（2025）21～29 頁。

（原稿受領 2025.10.23）